

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和3年7月12日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和3年7月12日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二	委 員	吉 岡 清 彦

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲一郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議 事 課 長	青 田 浩 二
係 長	江 口 美和子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	勝 本 真 二	総 務 部 長	日 名 子 達 也
企画財政部長	森 川 寛 子	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾
教 育 次 長	山 本 昭 彦	総 務 課 長	村 田 ゆかり

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和3年第4回長与町議会臨時会について
- (2) その他

開 会 9時30分

閉 会 14時30分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の議会運営委員会を開会いたします。7月16日招集の第4回臨時会の運営につきまして、会議次第により会議を進めてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。初めに議長の挨拶をお願いします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

座ったままで申し訳ございません。東京の方は、まだコロナの緊急事態宣言がありますが、長崎の方は今のところじっとしているという状況で、まだまだ油断はされない状況でありますけれども、このままの状況で収束に向かっていただければと思っております。今日は臨時会ということで3つの議案がありますけれども、慎重に協議してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。終わります。

○委員長（岩永政則委員）

次に、町長から御挨拶をいただきます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。実は、昨夜は諫早のサッカー競技場でV・ファーレン長崎と大宮アルディージャの試合がございました。その中で、サンクスマッチということで町の紹介コーナーを作っていただきまして、ミックンをはじめ、長与町のPRをグラウンドでしてきたというようなことでもございました。試合の結果は1対1のドローということだったんですけども、雨の中大変白熱したゲームで、見応えのあった試合だったんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、本日は大変皆さん方におかれましては御多忙の中、第4回臨時会に係ります議会運営委員会を開催していただいております。誠にありがとうございます。どうぞ今日はよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。それでは提出予定議案につきまして、関係部課長より概要の説明をお願いいたします。

まず、企画財政関係につきまして、森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは企画財政部所管の提出議案について御説明を申し上げます。議案第41号令和3年度長与町一般会計補正予算（第2号）です。これは既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,486万5,000円を追加し、補正後の予算総額を145億5,938万7,000円とするものです。内容といたしましては、長与町事業継続支援金を計上いたしております。これは今年の4月から6月にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長崎県下全域へ発令された不要不急の外出、移動の自粛要請、並びに生活圏を同じくする長崎市において発令された緊急事態宣言の影響

を受けた事業者等の支援を目的としたものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に建設産業部関係につきまして、山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆様おはようございます。それでは建設産業部所管の提出議案につきまして御説明を申し上げます。議案第40号都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の締結についてでございますが、都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行に関する協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

次に教育委員会関係につきまして、山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

おはようございます。それでは教育委員会所管分の議案第39号長与小学校体育館改修工事請負契約の締結について御説明いたします。本議案は長与小学校体育館改修工事につきまして、7月2日に指名競争入札で入札会を実施し、山総建設株式会社が1億1,323万2,900円で落札いたしましたので、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き、委員会を行います。

続いてお諮りをいたします。本臨時会における議案については、議案第39号及び40号については本会議即決とし、議案第41号につきましては産業文教常任委員会に付託したいというふうに思いますが異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第39号及び40号については即決とし、議案第41号につきましては産業文教常任委員会に付託することと決定いたしました。

続いて、会議日程等について説明をさせます。

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

会期につきましては、7月16日金曜日の1日間を予定しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

お諮りをいたします。会議日程につきましては、ただいま事務局長から説明がありましたとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第4回臨時会の会期日程につきましては7月16日の1日間と決定いたしました。

その他につきましては、何かございませんか。

ないようでございますので、執行部は退席願います。お疲れさまでした。

10時15分まで休憩します。

(休憩 10時00分～10時13分)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。先程までの審議お疲れさまでした。それでは7月2日の委員会の継続議題に沿って今日は会議を進めてまいります。その前に7月2日の委員会終了後、防災服の件を申し上げ作製することを申し合わせましたが、終了後でしたので議事録に残っておりませんので、改めて決定させていただきたいと思えます。

それでは、ただいまから防災服の件を議題といたします。6月28日の全員協議会において防災服作製の提案が安藤議員からございました。これを受けて議長から議会運営委員会で審議する旨、諮問がございました。私の方も了解をいたしたわけですが、この件につきましては冒頭申し上げました7月2日に作製する旨、申し合わせをしたところではありますが、改めて確認をしたいと思えますが、作製することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは防災服の件につきましては作製することと決しました。どのような形式のものが良いのか提案者等を含め、委員長、副委員長及び議長、副議長に一任を、今後打ち合わせをしたいというふうに思えます。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは一任をいただくことと決定いたしました。したがって早急に協議をする旨、進めていきたいと思えますので、事務局長、日程等の調整等、お願いしたいと思います。

それでは7月2日の委員会の議題でありました、長与町議会運営に関する基準の見直しについて。事務局長から提案を申し上げて、ほとんど原案どおり決定をいただいたんですが、残り、会規89につきましては継続審査ということになりました。再度、よく見て来ていただけませんかとお願ひ申し上げておりましたとおり、本日議題とし決定をしていきたいというふうに考えておるところですので、よろしく御審議をいただきたいと思えます。何か御意見ございませんかね。この前の仮の基準の校正案、7月2日議会運営委員会という一枚紙がありますが、今日お持ちでしょうか。その1枚目の一番下に、89でございます。それと、青表紙の例規集の方には11ページの一番上に現在の文言、規定はあります。見比べながら御意見をください。どうぞ。ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

前回は発言させていただきましたように、改正なく原文のままで良いのかなというふうに思いますので、そうしていただければ私は良いと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方。この前、堤委員、吉岡委員、浦川委員とか、いろいろ意見が出ておりましたけども。金子委員もそうでしたね。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き、委員会を行います。

会規89につきましては、先程事務局長から資料を配布いただきました。これもこの89に関連があるようでございます。時間の都合でお持ち帰りいただき、よく見ていただくということと、現在の会規89と改正案と含めて十分検討いただき、次回には是非結論を得たいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

89については継続審議と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定をいたしました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き、委員会を行います。

次に2つ目の、町長の諮問機関の委員就任についてを議題といたします。別紙を見ていただきたいと思います。最上段の監査委員につきましては、もう前回、全協等で再検討するというのでございました。それから次の3段、後期高齢と施設組合、土地開発公社、これについては従来どおりということで決まりましたので、ここまでは終わったわけです。都市計画審議会の委員につきまして意見交換をし、ここら辺で終了したわけなんですけども、あとの民生委員云々等については、次の補助団体等、その辺りで検討していただきたいというふうに思うんですが、民生委員推薦会はあれにありますので検討いただくとして、今回することとしたいというふうに思います。川まつり以降については団体の方で取り扱うようにいたします。御意見ございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

よその例を見せていただいても自粛するとか、あとは断っているとか、就任しないとか、それぞれ取り扱いが若干違うと思うんですけども、本町においても、例えば、議員個人が自粛をするんだという申し合わせぐらいのレベルで決めていくのか。あと、よその議会を見ても、条例なり、規則なりでできないんだということをきちんと決めてい

所もあるようですけども、そこら辺の方針をどうするのかですね。ずっと絞り込んで、こういう役職についてはこういう決め方をしましょうとか、そういったものを決めていければどうかというふうにはちょっと感じているんですが。

○委員長（岩永政則委員）

この前、事務局長が発言をいたしました「皆さんで辞退をするということであれば、町長宛てに文書で出したらどうですか」というような意見も、ちょっと参考的に出したわけなんですけど、本人の問題が一つありますよね。言われて「そうですか」と言って就任をしているもの。それと法的に、この前、課長から説明したように都市計画審議会。これは都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令というのがあります。市町村都市計画審議会の委員は「学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき市町村長が任命するものとする」という国の方針等に基づいたもので委嘱されるもの、そういうものが混在しておるんですね。町独自の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の中の各種委員と、法的に措置された委員と混在しております。そういうことで「もう辞退をしましょう」「もう議会としては受けませんよ」という考え方もあれば、「いやいや、そうじゃなくして良いんじゃないの」「良いじゃないですか」ということと、もう一つは「法的に明確であるものについてはやむを得んけれども、それ以外は自粛をしましょうね」とか、そういうレベルの話し合いでいかなければ、あんまり堅苦しくなって、今あったように「規定を作りましょう」とか、そこまで行くと全員協議会でも合意が得られるのかどうか分かりません。そういうことから、やっぱり全員が合意を得られるようなものを議運としては模索をしていくべきだろうと。次に出てまいります団体の役職員、補助団体、そういうことも同じようなレベルで考えていくべきじゃないのかなと、委員長としては考えておりますが、そういうことを踏まえて御意見を出していただければと思います。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、冒頭委員長が、これとこれとこれについては今までどおりとのことで説明をされたと思うんですね。だからそれ以外のものについて、先程、都市計画審議会とかは従来どおりということと言われておりましたので。ほかにも広域連合とか言われましたよね、従来どおり。それ以外のものについてはまだ決まってないので、今後どうするかということ1個ずつ決めていくのが早いんじゃないですかね、そう感じますけど。

○委員長（岩永政則委員）

今はこの表からいきますと、都市計画審議会についてはどうしようという結論は得てないと思います。今のテーマは民生委員推薦会に移っておりますのでね。一応順序良くいっているつもりです。皆さん方がこうしようと前回決めていただいたのは上から4番目、西彼中央土地開発公社までは従来どおりと。監査委員は別としてこの前決めていただきましたね。これは各委員会から出しておるわけですから従来どおりと。都市計

画審議会は先程言いますように法的な根拠がありますよと、条例もありますということ
で終わっておったんですが、今日は、民生委員はどうなんでしょうねという理解を深め
るための、今、議論をしているということで、どうでしょうか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

民生委員も、以前は法定委任ということで議会からの選任が求められておったとお聞
きをしとるんですけども。現状の条例がどうなっているのかは分かりませんか。条例
の中で議会から出すような条例になっておれば今までどおりで良いんじゃないのかなと。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

条例に議員ということで謳われております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

条例で選任することが定められているのであれば、そのままが良いんじゃないのかな
というふうに思いますが。

○委員長（岩永政則委員）

条例にはなんて謳ってあるんですか。はっきり皆さんにも。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

先程の発言について訂正をさせていただきたいと思います。まず、長与町民生委員推
薦会についての条例というのはございません。長与町民生委員推薦会規則に定数14人
と定められております。長崎県民生委員・児童委員選任等取扱要領に「市町村の議会議
員」ということで書かれております。以上で訂正を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

県の規則に基づいて議員から出すことが定められているということであるならば、そ
こが改正されるまでは長与町も出しておいて良いんじゃないのかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

定められているというよりは、こちらの取扱要領に沿った形で決めていただきたいみたいな感じの要領になっております。そうしなければならないとはなっておりません。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございませんか。意見がなかったら一応、先程私が申し上げたこと等を踏まえながら、各人の意見を集約したいというふうに思うんですよ。自分の思っておられる発言をしていただきたいと思うんですが。先程何回も言いますように、特別職の職員で非常勤のものの報酬費用弁償に関する条例の中にあります各委員に「議員は一切関わりを持たないようにすべきじゃないんですか」ということであれば「すべきじゃないんじゃないですか」という発言を、思ったとおりですね。いやいやそうじゃなくして「都市計画審議会も今の民生委員も、県の条例、国の方針、そういうものがあるものについては、これはもうやむを得ないんじゃないですか」と。誰ということとは都市計画審議会も議長とは指名してないんですね。今のもそうですね。そういうことで「それはもうやむを得ないんじゃないでしょうかね、それ以外はもう辞めるべきじゃないですか」とか。いやいや「それはいろいろあったにしても、もう従来どおりで良いんじゃないですか」と、3通りあると思うんですね。その辺りをちょっと出していただいて集約をしていきたいというふうに思います。それで一応聞いて、調整をして、できれば議会運営委員会の方向として一定まとめてみたいと。これがまとまらなければ、これはもうまとまらないですから、終わりですね、この件は。とせざるを得ないと思うんですね。そういうことも含めてこの諮問機関に対する委員の就任についてはこうなると、それぞれ意見を出していただきたいと思います。初めに、そっちの方から行きましょうか。

金子委員、どうでしょうか。

○委員（金子恵委員）

要請を出している町からの規則などに決められている場合は、今の段階では出していますけれども、この間事務局長が言っていましたけど「議会の方からは議員を出さない」というふうな議長の要請文を出して、町長の方がそれならということで議会議員を外しても良いっていうぐらいのものであれば、私はもう外した方が良いと思います。

○委員長（岩永政則委員）

就任はもう辞めた方が良いという表現ですね。

次に堤委員、お願いします。

○委員（堤理志委員）

私も、まだ自分の中での明確な結論というものがないんですけれど、今、考えている部分では、いろんな報酬を受けること的前提が執行者の権限の一部を委任するとかいう性質のものであった場合は、その行為そのものと、議員として監視、チェックするという役割との間に矛盾が生じるので、そういったものがある場合は、これも強制力というものはないので、あくまでもそこは自分で節度をもって判断してくださいという程度の

申し合わせならできるのかなと。ちょっとそういうふうな思いはしています。

○委員長（岩永政則委員）

そうすると、自分で判断をしてくださいということですか。

○委員（堤理志委員）

規則に書き込むとかということは、どうなのかなという思いがあって。

○委員長（岩永政則委員）

自分で調整してくださいと。

○委員（堤理志委員）

だから、申し合わせ的な形で「お互い節度を持ちましょうね」というような書き方なら良いかもしれないけど、「就任しないものとする」とかという断定的な形では難しいんじゃないかなと。ちょっと書き方が僕自身どうしたら良いのかよく分からない、正直。

○委員長（岩永政則委員）

次に、吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

諮問機関って町長からの要請じゃないかと思うわけですね。だから今現在は議会から出してくれてという条例になっていると思うわけですよ。だから今はそれに基づいてやっていかんばいかなでしようけれども、今後、議会側が町のために出なきゃならない理由がある部門は出らんばいかなでしようし、特別に、ただ今までの、やっぱり議会ができて、ずっと昔からの慣例でずっときたっていうのは事実と思いますので、無駄なものであれば、特別に議会から出なくていいのであれば、こちらの方から町長へ「議会から出しませんからお願いします」という、そういうことをやっぱりしていかんばいかなとじゃないかなと思っております。それとともに、その中で特別に人が、現在特殊な何か資格を持っておるから町側のためになるとか、そういう部門であれば必要でしょうし、個人的にですね。答えになるかどうかはちょっと疑問ですけども。今の場合は条例に基づいて選出をお願いしている。今後はやっぱりそういう形で、もし必要でなければその部門については減らしていくと。二段構えで行けばいいかなという気しております。

○委員長（岩永政則委員）

確認しますけども、この都市計画審議会のように条例とか、法的なもの、民生委員も県の要綱に「議会議員」という表現があるということですので、そういうところはやむを得んけども、それ以外は辞退をしたほうが良いんじゃないかという考えですかね。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

実際、議会側から出て何も変わらないような部門であれば、特別に議会の方から出る必要がないんじゃないか。特別に何かの資格があったりして、そういう人が必要だという部門であれば、当然出ても良いと思いますけども。ただ名前だけの、今までのただらしたやり方であれば、もう辞めてもいいんじゃないかという言い方をしたわけです。

○委員長（岩永政則委員）

次に、河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は、よその議会で対応しています波佐見、時津、佐々。こういう所が法的根拠がないものは断っているというふうに明確にしていますんで、こういう形であれば、監査委員もそうですけれど、都市計画審議会も、民生委員も法的と言いますか、根拠があるわけですね、条例に基づくとか、要領に基づいてとか、監査委員もそうですね。だから、もうこれが該当するし、そういう部分を明らかにしていけば法的根拠がない部分については断るとか、そういう形をとるのが明確ではないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

法的根拠のあるものはやむを得んけども、それ以外はもう辞退するということですね。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、言われたとおり、それが一番仕分けがしやすいんじゃないのかなと思いますし、分かりやすいんじゃないのかなと思います。それと1点、報酬をいただいてというような話が出ていますが、自治体によっては役には就くけど報酬を辞退するというような自治体も結構あるようですので、そこもあとの町内団体の会長等、そこら辺の議論の中で併せて議論をしていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今それぞれの委員から聞かせていただきましたが、大勢としてはほとんど同じような考え方なのかなという感じをするんですが、ただ一人、堤委員がそこまでは至らないという。例えば今考えているのは、報酬を受けているものであるのでチェックをする機関、議員がチェックする側として考えるとどうなのかなという感じがするということと、自分で調整して、各人が十分検討してくださいというぐらいの感じで、ほかの委員については、金子委員の就任しない方が良いだろうということでしたので、ほぼ一緒なのかなと思うんですが、もう1回、もうはっきり言うてください。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私、さっき申し上げたのは「各自の判断でいい」とは言ってないつもりなんですよね。その文言の書き方がどういう書き方を、「何々すべきである」とか、「何々しなければならぬ」と書くか、その辺の表現を緩やかにするかの書き方はどうすべきかよく分からないけれども、さっき言ったように、議員の立場と執行権の一部を委任する役割とで相矛盾するようなものについては、やはり何らかの自制的なことをやらんといかんんじゃないかということは申し上げたつもりなんです。ただ、それを先例集などに文章として落とす場合に、書き方は検討せんといかんんじゃないかなというふうに思います。それともう一つが、さっき委員長がずっとおっしゃるように、そういうものを決めるん

であれば、それなりの根拠というものをきちんとしてないと駄目だというのはもうおっしゃるとおりで、私はその部分では、やっぱり議会基本条例に依らないといけないと思っていて、議会基本条例の第3条に議会の活動原則ってあるんですけども、ここに「議会は、町の施策に対する意思決定を行う議決機関及び監視機関として、適切な判断と責任ある活動を行う」そのあと云々かんぬん、ずっと続くんですが、やっぱりこの活動原則をやることと、さっき言ったように執行権の代理者みたいなことではやっぱり矛盾があるんじゃないかっていうことを、そこをやはり明確に、各議員そこはそれぞれ自覚してやりましょうね、ということをお話すべきかなと思っていますところ。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ということは、議会基本条例3条との整合、根拠にしながら考えていくべきであるということであれば、就任しない方が良いのじゃないですかということなんですか。それを自分ではっきり。私が申し上げましたように、もういろいろ考えんでも「従来どおりでいいんじゃないですか」という考え方と、いやいやそうじゃなくして、やっぱり議決権もあれば、いろいろ不具合もあるでしょうということから「もう就任しない方が良いんじゃないですか」と、二つ目にはですね、「辞めた方が良いんじゃないですか」ということと、いやそうは言っても、謳った条例は議会の議決を経たものなんですよ。要綱は別として。だからそういうものに、また「法的な国の動きからそういうものがもしあれば、そういうものについてはやむを得ないので就任するとして、それ以外は全部辞めましょうね」という3択があると思うんですよ。だから、今のところは柔らかく言えば、就任しない方が良いのかなというように捉えてもいいんですかね。もう1回どうぞ。

○委員（堤理志委員）

委員長がおっしゃるように、私としては、そういう趣旨から言えば就任しない方が良いというふうに思っております。ただ何回も言いますように、先例集などに落とし込むときに、小中学校の校則みたいに「何をしちゃいかん」、「あれをしてはいけない」というのは、もう大人ですから、それぞれ住民から選ばれてきた議員に「あれしちゃ駄目、これしちゃ駄目」というような書き方をするのかどうかは、もう少し検討せんといかんかなと、ちょっと曖昧な表現かもしれませんが、私はあまりにも「あれ駄目、これ駄目」というような書き方のものは駄目。ただ、自分の議員としてのそもそもの役割はしっかりお互い理解しましょうねということですね、そういう意味です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

そういうことであれば「就任しない方が良いんじゃないか」というような意見で集約しますと、全委員は同じような考え方で、「就任はしない方が良いんじゃないか」というような意見で捉えていいですかね。ただ規則とか、法的な面等については、それはやむを得んということで集約すると、ほぼ、まとまるんじゃないですか。いいですか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

だから現在は、そういう法的なものでやっているから、それでいいわけですけども。だから言いましたように、今度は2段目として今後、議会側から必要じゃないんじゃないかっていう、そういう検討をしていくことが必要じゃないかということをお前は2点目で言っていますので、それをしていくと今度は条例改正なんかが出てくるか分からない。だから、先々には第2点目として、やっぱりそういうのに向かっていくべきじゃないかと言っているわけですけど、それは取り上げていただいておりますかね。

○委員長（岩永政則委員）

今、話題になっとるのは、諮問機関の委員の就任についてどうしましょうねと。大体集約が「法的なものなどに規定されているものについてはやむを得ず就任するとして、それ以外は就任しない」ということが今、集約になったと思いますけどもね。そのあとの条例改正とかなんとかは何もなかったでしょう。今から条例改正が必要なかどうかは別として、議会運営委員会として、もう1回申し上げますが「町長の特別職の条例にある各委員については辞退した方がいいんじゃないですか」と、それを議題に上げて欲しいというような要請があつて、今、上がつるわけですよ。それで、それについていろいろ各人の意見を交換しながら最終的に意見を今、求めました。それで大体同じような意見になったようです。したがって法的な規則もあれば要綱もあるでしょう。「法的な面等に規定されているものを除き就任しない」ということで意見が一致するようになりますけども、そういうまとめ方をすればと思ってるんですけどね。何かありますか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

はっきり言って、それでもう辞退できるわけですかね。そこがちょっと心配だったものだから、辞退しようというのが話題ということで今言われたわけですけども。辞退しますってということで、それが済んでスムーズに行くのか、ちょっと心配だったものだから。「辞退します、もう参加しません」でいいのかが1点ですね。だから先程言う2点目として、そういう議員として参加しなくてもいい部門が出てくる部門もあるでしょうから、そういうものを検討していくべきじゃないかというのを言っているわけですね。だから、辞退をしましょうで簡単にそれで終わるのかどうかというのが、ちょっと疑問点があるわけですけど、そこはどうなんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

一応、事の順序としては整理をしていかないとというのが一つありますね。テーマがあつて、それについて議会運営委員会として一定の方向づけを出すためには各委員の違いがありますから、それを集約しながら、それで一定の合意が得られたものの表現として、まず整理をする。御心配のように私も、それだけじゃ駄目なんです。それを決めたことについて理由がどうなのかというのを次に議論していかんと、理由を明確にしとかんと、人の感情で物事が判断されては困るわけですよ。だから感情じゃなくして、やっぱり理論的にピシッとしたもので議会運営委員会としては決めていかないと。

だから先程ちょっと申し上げましたように、皆さん方の意見を聞きますと「法的な面などに規定されているものを除き就任しないこととする」というようなことで集約をしていいかなということで、今から諮ろうとしておったところですね。ところがそう決めますと、それでは何を理由にそうするんですかということの議論をやっぱりピシッとしかんと、全協に報告をして「こうなりました」と言うことだけでは皆さん分からないわけですから。なぜ、そういうことにしたんですかというのを十分この場で議論しておかんと、全協報告にすらならないというふうに思うんですよ。それじゃその申し合わせ事項か何かを作らなければいかんとじゃないのと、それには、ということにもまたなると思うんですよ。そういうことはやっぱり、順序よく整理していかないかん、一遍にはできませんので。そういうことを考えていますので、よろしく。

吉岡議員。

○委員（吉岡清彦委員）

だから整理するのは大事ですので、それは委員長によりしくお願いしたいんですけども。僕なら僕が何かの諮問機関の委員に指定されたとしますよね、あるいは委員会か何かで。しかし辞退しようということ、私が辞退したとします。それで済むのかどうかっていうのが心配だと言っているわけで、条例で議会から出してくれていうことに、まずはなっとるわけですね。そして辞退しようって、じゃあそれで済むのか、じゃあ誰かに、またお願いをせんばいかん。その人も辞退するとか、そういうことにまずはなっているから、今の条例である部分については、どっかの部門からでも入っていくわけですね。そうしていかなきゃならないわけだから。それはそれで今までどおりにやっていきましょうって。だから辞退はなかなかできんのじゃないかなと、今の時点ではそういう気がするわけですよ。辞退という言葉が出ているから。これが初めにあるもんだから、ちょっと私も心配していろいろ言っているわけですけども。だから先々の第2弾目として、そういう議会側が辞退するものがあれば、そういうのを検討していくべきじゃないかというのは言っているわけ。だから二段構えで。だから簡単に、今の中で辞退できるのかなというのが、一つ私の疑問点なんですけれども、簡単に辞退しちゃうといけるのかなというのが心配です。

○委員長（岩永政則委員）

例えば、吉岡委員がある委員になっておるということで、例えばこの場で辞退しようとした。そしたらそう簡単に辞められないよと、辞退しにくいとか、それはあると思うんですね、あるかもしれません。しかし、例えば今日、意思集約をしたとします。ところが、ここだけで決まるものではないわけです。全協にも報告をして、それで全協の了解も得ないかん。これをいつからやるんですかと、いつから適用するんですかということ、年度途中の今頃「ああじゃない、こうじゃない」って言っても始まらないわけですから。当然ながら、来年の4月から、年度が変わる前までに就任が必要な所は言ってくるわけですから、引き継ぎがですね。だから、例えば令和3年度はそのまま行っ

て、これ皆の協議ですよ。それで令和4年度からそれに適用していきましょねという
ような決め方、順序があるだろうと思うんですよ。ただ、ここで決めた、全協で決めた
から、「吉岡委員なっとるけん、あんた辞めんばたい、すぐ辞めんばたい」と、そうい
うことにはならないと思いますよ。それは今から順序よく決めていかんかんといいこと
です。お分かりでしょうかね。皆でその辺りを決めていかんと、全協が例えば2か月後
にあった、決まりましたので「吉岡委員、何とかになっとるから即刻辞めてください
よ」なんてそうはならないでしょう。そういう混乱を起こさないように、年度を越える
かです。

どうぞ、吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

結局そうするためには条例を改正していかんと、次期の人達のためにもならない
じゃないかっていうのが、次に出てくるわけですね。だから条例に載っとれば、やっぱ
り出さんばいかんわけでしょ、条例で辞退できるとか何とかっていうのは無いわけ
だから、出さんばいかんですね。だから、ずっと一人ずつ辞退していったときには誰
もいないわけでしょう。そうなるような気がするわけ、はっきり言うて。一番初め
の人が辞退していけば、ずっと議員、ほかのメンバーとか全部辞退したときには
ゼロになるわけでしょ。そういうことになってくるわけですよ、もし全員が辞退
したならば。だから、そのためには初めから条例を改正して行って、ゼロに
していかんばいかんのじゃないかというのが次に出てくるわけですね。だから
ゼロになったときにどうするかということですよ。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

先程申し上げましたように、大体、金子委員以下、堤委員、吉岡委員、河野委員、
浦川委員、集約しますと、表現は別として同じような考え方があるようですので、
今から私が申し上げますので、この点を確認したいというふうに思います。いい
でしょうかね。「法的面などに規定されているものを除き就任しないこととする」
そういうことで集約したらどうかと思うんですが、何か異議ありませんかね。いい
ですか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、検討しているのは、諮問機関の部門だけですね。ほかの団体については、
まだ入っていないということを確認しますが、再度確認を。

○委員長（岩永政則委員）

今は言われるように、諮問機関の委員の就任についてを議題としております
ので、団体については、のちに議題とします。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、委員長がおっしゃった文言はもう結論の部分になるんですが、その前段が要るんじゃないかなと。例えば「こうこう、こういうことがあるから」という前段を入れて、そして今おっしゃった文言があればいいんじゃないかなというふうな気がします。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、委員長が言われているのは、例えばこの表の、ここら辺の申し合わせ等のレベルの話がされているんでしょうか。前段は今、堤委員が言われたように、こういう理由でこういう改定をしましたというところで、一番最初に出てくるんじゃないかなと思うんですよ。だから、先程委員長が言われたような内容で理解はできていると思っておりますが。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私が気になっているのが、例えば全協の中で報告するときに「法的面などを規定されているものを除き就任しないこととするということが議会運営委員会で決まりました」という報告をしますと、「なぜそうなるの」というところが出てくると思うので、そこをきちんと全議員が共通認識をするための文言があるんじゃないかなということです。

○委員長（岩永政則委員）

分かりました。堤委員、今は文言はこうということまで行き着いたんですが、先程から何回も言いますように、それでは何のためなんですかという理由を今から探さないかんわけですよ。理由がないのに、理由が明確でないのに「こうします」ということだけでは、もうまさに言われるとおりにですからね。先程の発言は、今の表現の前に何かが必要じゃないですかということをおっしゃいましたが、今はその理由がはっきりすればいいわけですかね。だから、なぜこう決めたんかというのは、こういう理由なんですかということを謳えば事足りるという意味なんですかね。どうですか。

○委員（堤理志委員）

はい、そうです。今まで議論した中で、もう皆さん恐らく同じようなことを考えていると思うので、それをもう少し文章化して、見える化をした方が良くないかという趣旨です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員、前の文言は何かありませんかね。

○委員（浦川圭一委員）

先程、委員長も「こういう理由で」と言われていたと思うんですよね、「条例改正に係る議員が改正先の委員等を務めとったら都合が悪い」とか何とか言われてしまった

いですか。そういうものをきちんと文言をまとめて「今回、こういう理由でこの改正の協議に入りました」と言えただけの話で、個別については先程言われた「法定委任等以外のものについては就任しない」でいいんじゃないかな。全協の中では「こういう理由があってこういう議論に入りました」と、「しております」というところは説明すると、それは委員長がきれいにまとめてくださると思いますので。それでいいんじゃないかと思います。

○委員長（岩永政則委員）

文章構成上はテーマがありますよね。テーマが「諮問機関の委員の就任について」ですよ。それで何々について協議をした結果、結果をぼんと持ってきて、結果というのは「法的面等に規定されているものを除きほかは就任しない」ということです。そこで、次に理由が、どうしてでしょうかという理由が今度出てまいりますので、その理由を記入をすれば大体理解ができますか。そういう構成でいいですか。逆なんですかね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

全協に出す文章の中で、こういう段取りで作りましたと示されると思いますので、その示された文章の中で、ここはこういう説明も入れた方が良くないかとか、そこでの議論に持ち越していいんじゃないかなと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

一応、その趣旨は先程言いましたような趣旨で、結論的には文言は入れるとして、次に理由を明確にしていきたいというふうに思います。

13時10分まで休憩をいたします。

（休憩 11時54分～13時10分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。午前中は町長の諮問機関の委員の就任についてを議題として、法的面等に規定されているものを除き、ほかは就任しないこととすることが大体の合意に達するのではないかなと思っておりますが、この点から再集約を諮りたいと思いますが、一応基本的な考え方はこれでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、このように決定することになりました。そこで午前中にも何回も申し上げておりましたが、それではそのようにするとした場合に、どういう理由をもってそうしたのかということが必要になります。そういうことから、何か皆さん方からの意見があれば、意見を伺いたいというふうに思いますが、どなたかありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私は午前中に議会基本条例の第3条を取り上げたんですが、今もう1回見てみますと、3条より、むしろ4条第2号がその事由に当たるんじゃないかなと思います。逐条解説

によりますと、この2項は「議員は特定の町民や地域、あるいは特定の団体や企業に偏らず、町政全体を見据えて広い視野で町民の福祉の向上を目指し、普遍的な活動を行うことを改めて活動原則として定めています」と謳ってあるので、ここは一つの論拠というか、根拠の一つとしていいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

この間、委員長も若干触られたところだと思うんですよ。条例の制定や予算の制定等々含めて、やっぱり諮問機関で議論がされるときに議会議員が一緒に入って議論することで、果たしてじゃあ今度、議会で議案が提案されたときにチェックできるのかというところですよ。一緒になって議論しとって、いざ議会で議案が出たときに、じゃあこれはどういうことかって第三者的に質問ができなくなるんじゃないかということでは、やっぱりチェック機能が果たせないというところがあると思うんで、やっぱりそうした諮問機関等々の委員には就任しないのが望ましいという形になると思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

「諮問機関で議論をして、議会で提案された場合に」のあとは何ておっしゃった。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

いわゆる条例改正でも、予算案の提案でも、議案として全く別の観点からチェックができるのかというところがやっぱり問われてくると思いますし、諮問されて議論するときには一緒になって議論しておいて、いざそれが議案として出てきたときに一緒になって議論した人がチェックする、質す側に回れるのかということになると、そこはやっぱり、そういうふうになかなかならないんじゃないかというところで、やっぱり諮問機関等々には就任すべきではないというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

まさにそうですよね。大体同じような考えでいいですかね。今、配布をいたしましたけども、先程「法的面等に規定されているものを除き、ほかは就任しないこととする」というのが決定されましたね。もし、そういうふうになったときには理由をやっぱり明らかにせんといかんということで申し上げておりましたけども、この左の方で、右の方はまだこれは無いものとして見てください。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条別表に定める職務欄の委員についてということで、条例制定や改廃については地方自治法第96条に基づき、議会の議決権限である。議会は各議員をもって構成しており、よって、それぞれの議員が上記委員に就任することには種々の不具合が生じる。この種々の不具合というのは、今まさに河野委員がおっしゃったものですね。したがって、法的面等に規定されているものを除き辞退することと申し合わせ

たので、取り扱いのほどよろしく申し上げますという、最終的なまとめの文章を作っておくべきだろうということで、たまたま私こう書いておったんですけども、根拠は議決権の問題を前面に書いておったんです。種々の不具合というところがどうなのか、もう少し明確に書いた方が良くないかなとは思いますが。別に発言がございましたので最後に私の考えを出したわけですけども。これはもう変えるところはどんどん変えていただいて、理由の文面をきちんと決めておく必要があるというふうに思いますので、ちょっと知恵を絞っていただければありがたいというふうに思いますけどね。
浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

正式な文面はあとでいろんな言葉が浮かんでくると思いますので、作っていく中で、そこで正式にまとめると。まとめたものを、またここで最終的に修正なりを加えていくような形をされた方が。今、ここでもう文面をまとめるということになりますと、私たちこの報酬の条例とかなんとかもちょっと頭にも浮かんでできませんし、今、議員活動に支障があると河野委員言われましたけども、それを文章にきちんとまとめるっていう作業は、改めてやられていいんじゃないかなというふうに思っておるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

内容というか、なぜこういう規定をしなければいけないのかということについては今、この議運のメンバーは十分理解ができると思うんですが、全員協議会に出したときに、ここに書いてあるような「種々の不具合」だけでは何のことか分からないと思うので、私の意見としては河野委員がおっしゃった言葉プラス、さっき言った4条第2号の逐条解説を是非採用してもらえば、全員協議会で皆さんにそういうことなのかって理解が深まるんじゃないかなと思うので、その辺りは事務局辺りで文言を整理していただくかです。もうここで一つ一つ議論しても、時間が幾らあっても足りないという気がします。

○委員長（岩永政則委員）

そしたら、事務局に任せるといのもいかがなものかというふうに思いますので、河野委員の発言なり、堤委員の発言、それから私が別紙に、これはもう終わったら処分してもらって、あまり出さない方がいいのかなというふうに思ったんですけど、こういうものを参考にして、文案をどなたか、議会基本条例の文言も入れながら清書をしていただければありがたいなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。例えば河野委員、堤委員ですね。青田課長と一緒に文言を作り上げてもらえませんか。それで次回の委員会で、みんなでそれを練るということをお願いして、いかがですか皆さん。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私がメモしてる部分と委員長の案を折衷した、盛り込んだような文案を作って事務局

に届けてチェックをしてもらうという形でいかがでしょうか。青田課長宛てにですね。

○委員長（岩永政則委員）

今、提案がありました、堤、河野、岩永、その他意見を入れた文章をメールで青田課長に出して、青田課長と協議しながら作っていただくと。次回の委員会にその文言は出していただいて、御検討いただくということでもいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定したいと思います。青田課長、大変でしょうけども、よろしく願いいたします。あまり長くならないように、よろしく願いをしたいと思います。

それでは次に、補助団体等の。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

さっきからの諮問機関の件ですけども、この表から見ると下から3つ、長与川まつり、長与町社会福祉協議会、殉国奉賛会、この3つがこの表からすると該当するっていうことでいいわけですね。だから就任辞退するものは、この表からするとこの3つが該当するということでもいいわけですね。そこをちょっと確認、またほかにもあるのかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

附属機関の設置に関する条例は条例集に載っていますよね。その別表があるんですよ、町長部局、教育委員会部局ですね。したがって先程確認いただいたのは、例えば都市計画審議会委員のように条例に定めてあり、あるいは国のそういうものを定めてあるもの等以外というのはいっぱいあります。それには就任をしないということを確認しました。だから今言われる、ここに柿色で長与川まつり以下3つありますが、これは今までの議題の中には含まれておりませんので、今からの議題になりますので。都市計画審議会、先程言ったような条例にあるようなもの以外はいっぱいありますから、そういうものには就任しないということに理解してください。後で見とってください。

それでは次に、補助団体等の役職辞退についてということでございますけども、これ、この前もちょっと申し上げましたが、ちょっと私が申し上げますので、ここの表を整理していただきたいと思うんです。長与川まつり実行委員会、長与町社会福祉協議会、長与町殉国慰霊奉賛会評議委員。これについては下の丸に報酬を受ける団体としてますね。そこに「補助金」を入れてくださいと僕は言っただけなんですけども、補助金等を受ける団体、町内の団体の会長などですね。こういうものを整理したのが佐々とか、東彼杵とか、小値賀とか、時津以下ありますけども、この団体の中に、この川まつり実行委員会、社会福祉協議会等は下の段に下ろしていただきたいということをこの前も申し上げました。この補助団体の方に繰り下げていただきたいと思うんです。それから追加をお願いして、ゆっくり言いますので書き入れてください。青少年育成協議会、地域公民館連絡協議会、自治会長、商工会、地域コミュニティ、こういうものが団体として存在をしていると、まだ漏れがあると思いますけどもね。そういうものが、団体として町から補助金を受けて

いる団体があります。もう1回言いますが、漏れもあるかもしれませんが、そういう団体の役員は辞退した方が良くないかという提案がありまして、今回の検討をして、就任しないのか、するのか、先程と同じように、団体の役員等についてはどうなのかというのを今から検討をいただきたいというふうに思うんです。まず良いか、悪いか、辞退するか、しないかという議論じゃなくして、こういうものがあるんじゃないかとか、これは何なのかとか、ちょっと質疑を受けたいと思いますが、質疑はないですかね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

委員長はさっき、長与川まつり以下を報酬を受ける団体って振り分けて、それにプラス、育成協議会とか地域公民館連絡会と言われましたけど、これ、やっぱりちょっと違うと思うんですよね。さっき説明された育成協、地域公民館連絡協議会、自治会長とか、商工会というのは個別的に受ける場合がある役職ですよ。上の3つは「議会に対して要請が来ていることに対して個別的に受けない」だと思うんですよ。これちょっと分けて考えないと。「長与川まつり実行委員会になってください」と言ってきて、「私になります」というふうなものじゃないわけですよ。「議長と委員長に来てください」と、「委員になってください」というふうな要請が来て、それに答えているということなんで。議会が出すかどうかと、個別になるかどうかの違いがあると思いますんで、これは別個に考えた方が良くないかなと思いますけど、どんなでしょうかね。

○委員長（岩永政則委員）

この3つの団体を下の方に下ろしていただいて、要するに先程から議論いただいた表の中にはこれは入っておりませんので、非常勤のものの報酬の費用弁償に関する条例の中にはないものなんで、それは下に下ろしてくださいねというのが1つです。それで順次、今おっしゃったような議論をしていただいているんですよ。今は質疑ですから、これは先程言いますように下の方に下ろしていただいて補助団体の中で議論をいただければというふうに思うんです。ただ言われるように、これ私も初めて聞いたんですけども、今まさにおっしゃったように、このまつりの実行委員会の長は町長ですよ。前は商工会で受けておりましたが、もうできないということで実行委員会を編成して町長が実行委員長になつとるということですので、ちょっと異質かもしれません。そういうことで、いろいろ御議論いただければと思いますけども、今のようにならざるということだけはしていただいて進めていきたいと思っております。別に質疑はないですか。

ないようでしたら、もう次に、今の議論のようなことを議論していきたいというふうに思います。そしたら今出ましたように、長与川まつり実行委員会は、先程言いますように町長が会長だそうですが、これは委員が幾らおられるのか私もよく分かりませんが、町から言われて、事務局が議長と産業文教常任委員長を推薦して出るとするそうですね。そういう実態だそうですね。だからこれを断るのか、辞退するのかわからないのかということについてはどうなのか。皆さん、いかがお考えでしょうか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先程から結局、基本的に就任しないということ由来しているわけですね、一番基本的なことが。そしたら、あとは就任しないことになってくるんじゃないかって私は自然的に、これは就任する、これは就任しないとかいう振り分けはどうかなって思ったりもするわけ。基本的なことは初め出てきたわけですね。それを第一義的に頭に入れていけば、ほかのどれこれじゃなくして、もう全てが就任しない方向でいかなきゃならないと思うわけですけど、そこんところ、私の解釈が間違っておればよろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

はい。それはもうおっしゃるとおりで、間違いでも何でもありません。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、言われたとおりで、この3つですね。長与川まつりから殉国慰霊評議員、ここは今、決めたんですよ。法定等委任に関わるものはもう就任しないということで。だから、これに当てはめれば当然どっちなのかというのはもう答えが出ていると思いますので、今言った3つは議会を通して委嘱の依頼があるということで、議会を通してしないという判断ができると思うんですけど、下の団体については法定委任ではないものがほとんどなんでしょうけども、直接もう各議員が引き受けたりとかって言うようなことが書いてあるみたいですので、これはこれでどうするかというのは分けて考えた方が良くないかなと、さっきの3つを除いてですね。そういうふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございませんか。今、浦川委員は、川まつりと福祉協議会、慰霊会は就任しない。法定ですね。附属機関と同じように。吉岡委員もそういうことでしたもんね。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

それで追加になった青少年とか、公民館とか自治会長会とか言われましたよね。あと、こういう場合には下から上がってくるわけですね。住民の団体の中から上がってきて公民館長とか、自治会長とか、青少年会長になるわけですけども、そしてその団体が町の連絡協議会という一つの団体であって、それを言っていると思うんですけども、そういったときに自治会長とか、公民館とかいうのは連絡協議会とやっばりセットになりますので、その団体には入らなきゃならないわけですよ。これが上がってきたって言うことは、その団体自体にもう入ったらいけないっていう表現なのか、それともその団体の会長とか副会長とか、何か役職に就いたらいけないって言うことなのか。その自治会長会に議員が入っているから自治会長会から外すということではできないわけですから、自治会長会の会長とか、あるいは地域公民館の会長とか、そういうものになったらいけないって言う表現になっているのか。ちょっとそこの解釈をお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、吉岡委員おっしゃられたことの解釈は私は分かりませんが、佐々町の例を読ませていただきますと、議員は町から補助金を受けている団体の長は自粛するような書き方になっているんですよ。私はこれで、もう一言で良いのかなと思っているんですよ。どうしても、やっぱり地域のいろんな、自治会の例えば班長であったりとか、やるべきだと思いますので、あくまでも自治会の会長職は駄目ですよというような決め方をして、団体の長は駄目だということで決めればどうかなというふうに考えておるんですが、

○委員長（岩永政則委員）

吉岡委員、先程の1点目のいろんな団体は下から上がってくると。吉岡委員の表現で下から、地域から上がってくるという意味。それで、例えば自治会の連合会とか、地域公民館連絡協議会というふうにだんだん上がってきて、それで、それに入ったら駄目って言うんですか。あるいは役職は駄目って言うんですかということをお尋ねだったんですが、そんな規制をすべきじゃないというふうに思うんですよ。それは自主的な団体ですから必要に応じて、例えば長与町地域公民館連絡協議会、50幾らある自治会の公民館が寄って、それでいろいろ情報交換の場を作っているのが地域公民館連絡協議会で、これに入って駄目ですよというのはあり得ん話なんで、それはもうこっちに置いて、しかし、今、吉岡委員も言われたように役職には駄目ですよと、どちらですかとおっしゃったから、後段の方で今、議論になつるとということでお考えいただければと。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

もう議論が今あちこち飛んで。まずはさっき、この上の表の長与川まつりからの3つをどうするかという議論。そのあとにさっき言う、そういうものじゃなくて個別的に受ける団体の問題っていうふうな形だったんで、これを整理していただきたい。まず長与川まつり実行委員会は先程決めた法的根拠がない団体だということに見なして、もう就任はしないというふうにするのか、ここを整理していただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

川まつりについては、先程2人からありましたように、附属機関の云々の、先程決めたものと同じような考え方でいいんじゃないかという発言もあっております。この点は、そういう考え方で皆さんも同じでしょうかね。川まつり、いいですかね。

ちょっと休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

補助団体等の役職辞退について、今まで議論してまいりましたが、まだまだ議論

が不足しているような感じがしますので、継続審議として今後とも行っていきたいと思います。いろいろ各委員におかれましても資料等があれば持ち寄っていただきまして、議論を前向きに進めたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次回を8月2日9時半から行うことといたします。議題については、今の補助団体等については今しばらく状況を見るとして、前から申し上げておりましたように、今度はタブレットの件についてを議題としたらどうかと思うんですが、どうでしょうか皆さん。この前申し上げましたように、町の方が先行して現在もうタブレットは運用しておるそうなんです。それで現在、各部長と各課に1台ずつ配布をして、それで部長会とか政策会議等ではタブレットを使って、資料等も省略して全部それで運用しているというような現状を聞いたわけですね。したがって、議会としても25、6年からずっと先進地の視察をしてまいりましたけども、執行側があまり積極的でないということで議会が先行した所が結構多かったですよね。そうしますと予算の組み立てから、確保の面から、全部心配をしていかないかんから、そういう意味では長与の場合はもう進んでおるようですので、今は。だから、聞けば議会の議案書も全部そういう方向で、ペーパーを無くしていくような、そういう方向を考えているような話もちょっと耳にしまして、結構考え方だけは進んだらなということでございましたので、そうであればタブレットの導入についてを議題として、まず現在の長与の状況を把握するために総務課長でも来ていただいて、現在の現状把握をまずしてから、議論すべきところは議論していった方が良くないかなと私、勝手に考えたんですけども。そこまで進んだらということであれば現状を聞くのが先なのかなということを考えていますけども、いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そしたら事務局長をして総務課長辺りを講師に呼んで、1時間か1時間半ぐらい話をするようにして、その後に意見交換をして大体2時間ぐらいで終わると。もし日程が、総務課長が取れないとなれば、今の補助団体の件を、皆さん検討された資料を持ち寄っていただければ、また深まるかなと感じるわけですけども。基本的にはタブレットに進んでいきたいというふうに思いますが、いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そしたらそういうことで事務局、青田課長よろしくセットをお願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして本日の議会運営委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（閉会 14時30分）